

## 令和7年度事業報告

自 令和7年4月1日 ～ 至 令和8年3月31日

### I 概 況

公益法人制度改革により、公益社団法人として新たにスタートしてから13年を経過した令和7年度においては、公益法人制度の改正による新しいルールのもとでの組織運営・事業活動の必要性が求められていました。それに伴い本来の事業活動を積極的に展開することにより、会員相互の交流、福利厚生制度の拡充、組織・基盤強化を図るため、協力団体等との連携強化に注力いたしました。

事業の実施にあたっては、法人会の原点である「税」に関する活動に軸足を置きながら、各種研修会・セミナー・講演会などの事業を計画に沿った形で実施された事は、会員各位のご理解の賜物と感謝申し上げます。

公益事業活動においては、税のオピニオンリーダーとして『税の知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、もって適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与すると共に、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献する』ことを目的として、税の啓発活動として各種税務関連セミナーや講演会など税務・財務に対する周知を目的とした活動と併せて、特に会員企業に対し添付書類を含めたe-Tax・ダイレクト納付の普及・定着によるキャッシュレス納付の利用拡大や税知識の普及、会員企業の交流による地域の情報交換などの各種事業に対して積極的に取り組むことが出来ました。

また、社会貢献活動をはじめ、地域の子供たちへの税知識の普及のための、「租税教室」「絵はがきコンクール」「税金クイズ」など地域に密着した活動により法人会活動の公益性や存在感を高めることができました。

管理関係においては、各種規程類の整備に着手し、コンプライアンス規程をはじめガバナンス強化と共に、会員企業数の維持・拡大及び経費の削減による財務体制の強化に取り組み、事務局運営体制の改善に努めました。主な事業活動は以下の通りです。

### 【公益関係】

#### 1.税を巡る諸環境の整備改善等を図る事業

- ① 税に関する研修会・セミナーを、それぞれの地区会で開催しました。また、親会でも「年末調整説明会」「会社の決算と申告の説明会」「新設法人税務研修会」「税制セミナー ～キャッシュレス納付の推進～」などを開催し、公益性という立場から、会員のみならず一般市民にも参加を呼びかけて開催しました。
- ② 租税教育活動では、例年行っている小中学校への「租税教育教材の配付」、管内小学生を対象とした「租税教室」の開催を実施しました。また、燕市「燕青空即売会」会場にて、青年部会、女性部会の共催で「税金クイズ」を開催し、税務署職員の協力を頂きながら大勢の方から参加して頂き、税に対する周知活動を行いました。
- ③ 税の広報活動としては、年2回の会報の発行の他、地元新聞、ホームページや広告欄への掲載などによる広報活動を実施しました。

- ④ 税制改正への提言活動として、役員を中心に「税制改正に関するアンケート調査」を実施して取り纏めたものを全法連へ送り、更に全法連で取り纏めたものを地域の自治体や関係機関へ提言しました。
- ⑤ 企業の内部統制の強化や経理水準の向上を図ることを目的として、法人会では国税庁・日税連・全法連の3者で作成したツール（自主点検チェックシート・ガイドブック）を活用し、企業の税務コンプライアンス向上に積極的に取り組みました。

## 【共益関係】

### 2.組織強化・福利厚生に資する事業

- ① 会員数は、法人会の組織・財政の基盤である。公益性拡大の観点から、会員数の確保に向けて会員拡大のための役員、事務局が一体となり極めて厳しい社会・経済状況の下で、会員増強月間を設定し新規加入促進を図りました。また、公益法人となったことにより加入が可能となった「賛助会員」も併せて入会の促進に努め基盤の安定化を図りました。
- ② 組織の強化・充実、青年部会・女性部会の充実のため会員企業の拡大を目的として、地区会、各部会において講演会、セミナー研修、会員交流事業に取り組みました。
- ③ 広報活動として、広報誌を作成し事業活動の紹介や協力保険会社3社とともに、会員の福利厚生に資する事業に取り組みしました。

### 3.会員支援事業と親睦事業並びに友誼団体との連携強化

- ① 会員支援の一環として、会員企業の経理業務に永年従事され、各企業内における社員の士気高揚を図る目的として「優良経理担当職員」の表彰を行い功労のあった方に対して優良経理担当職員表彰状と記念品を贈呈し、納税制度普及に努めました。
- ② 異業種交流の一環として、会員間の情報交換や相互の親睦事業を行い、ビジネスマッチング等事業経営の一助となる機会を創りました。
- ③ 本会の活動に関する諸官公庁、他の税務協力団体と事業活動において連携・協力を図り活動いたしました。

## 【管理関係】

### 4.公益法人制度改革を踏まえたガバナンスの構築

- ① 公益法人制度改革を踏まえ、諸規程の整備や諸会議及び事業活動態勢、またコンプライアンス、ハラスメント等の規定の改訂など、ガバナンスの構築、経費の節減などの管理運営に努めました。
- ② 地域の税務協力団体の一員として諸関係団体との連携を積極的に図り、申告納税制度の改正点などを周知し、適正な申告事務の普及に努めました。
- ③ 全法連・県連の主催する事務局担当者セミナー・研修に参加し、常に新しい知識の習得、スキル向上に努めました。

## 【運営体制の充実を図るための取組】

### 5.運営体制の透明化

- ① 公益社団法人として、法令に基づく適正に情報開示するためホームページ等により法人会の活動や様々な情報を発信し、法人会のPRに努めました。
- ② 情報の透明性を図るため、令和7年6月5日通常総会において外部監事を選任し、運営体制の理解・促進に努めました。

## Ⅱ 公益関係 具体的事業内容について

### (1) 税に関する研修・セミナー事業

#### ① 各研修会・セミナー事業

#### 項目別研修会開催状況

テーマ	実施回数	参加人数	講師名
「会社の決算と申告」についての説明会	3回	103名	巻税務署担当官
新設法人 税務研修会	1回	9名	巻税務署担当官
各地区会総会税務セミナー 《e-tax ダイレクト納付による キャッシュレス納付について》	3回	86名	巻税務署担当官
税務セミナー 《e-tax・eLTAX ダイレクト納付による キャッシュレス納付について》	2回	65名	巻税務署担当官 第四北越銀行事務 サポートセンター
巻税務署との税務懇談会	1回	13名	巻税務署長
年末調整説明会	4回	176名	巻税務署担当官
合計	14回	452名	

#### ② インターネットセミナー（オンデマンド）の提供

引続き、自宅又は自社にいたまま聞けるようにインターネットセミナー（オンデマンド）の利用促進に努めました。

このセミナーは、政治・経営から税務・労務・健康等、多彩なセミナー内容と講師陣を揃えており、多数の方にご利用いただいております。

今年度のアクセス回数は以下のとおりとなりました。

#### 【月別利用状況】

令和7年(月)	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	前年比
アクセス数	729	651	612	505	660	573	649	936	828	646	838	933	8,560	366
一般利用	5	5	5	5	11	7	7	11	9	12	15	11	103	21
会員利用	97	91	120	64	94	118	90	122	92	109	125	119	1,241	△101

### (2) 租税教育活動

#### ① 租税教室

小学6年生の児童を対象に、税の重要性を正しく理解し関心を持ってもらうための「租税教室」を青年部会が講師を務めて、女性部会から「絵はがきコンクール」の紹介をしてもらっています。児童に楽しく学んでもらえるよう、1億円のレプリカを用いるなど様々な工夫を凝らして理解を深めてもらいました。

#### 【租税教室 開催状況】

開催日	開催地	参加者
5月20日	燕市立島上小学校 6年生 10名	青年部会・女性部会・事務局 計6名
5月23日	燕市立小池小学校 6年生 32名	青年部会・女性部会・事務局 計5名
5月26日	燕市立吉田南小学校 6年生 86名	青年部会・女性部会・事務局 計7名

開催日	開催地	参加者
5月26日	燕市立分水北小学校 6年生 13名	青年部会・女性部会・事務局 計7名
5月28日	燕市立燕西小学校 6年生 100名	青年部会・女性部会・事務局 計7名
5月29日	新潟市立鎧郷小学校 6年生 28名	青年部会・女性部会・事務局 計7名
6月13日	新潟市立松野尾小学校 6年生 13名	青年部会・女性部会・事務局 計4名

## ② 燕地区・西蒲地区租税教育推進協議会定期総会に出席

開催日	名称	出席者
R 7. 6. 9	燕市租税教育推進協議会定期総会	書面決議
R 8. 1.26	西蒲区租税教育推進連絡協議会定期総会	佐藤副会長

## ③ 税の啓発用資料等配布 実施状況

親 会	巻税務署管区内 13 中学校 2 年生 1, 0 1 8 名  資料配布数 1, 1 6 5 部	<ul style="list-style-type: none"> <li>税の啓発資料入りクリアファイル</li> <li>税の啓発テキスト 「タックスフントとけんたくん」</li> <li>法人会特製 付箋</li> </ul>
青年部会 女性部会	巻税務署管区内 19 小学校 6 年生 7 9 6 名  料配布数 8 9 6 部	<ul style="list-style-type: none"> <li>蛍光ペン、ポケットティッシュ、法人会ミニうちわ</li> <li>税に関する絵はがきコンクール 応募はがき</li> <li>税の啓発テキスト 「タックスフントとけんたくん」</li> <li>冊子「おじいさんと赤いつぼ」</li> </ul>

## ④ 税に関する絵はがきコンクール

女性部会を中心に「第 10 回税に関する絵はがきコンクール」を開催いたしました。小学 6 年生の児童を対象に、租税教室等を通じ「税の大切さ、役割」を学んでもらい、その知識や感想を「絵はがき」にすることで、理解をより深めてもらうことが目的です。今年度も 88 通の作品の応募があり、その中から巻税務署長賞、金賞、銀賞、銅賞、けんた君賞を選定し、表彰いたしました。

### 【絵はがきコンクール 表彰】

(敬称略)

表 彰	小 学 校 名	授 賞 者
金 賞	燕市立燕東小学校	岩 本 花 梨
銀 賞	燕市立小池小学校	栗 山 日 奈 子
銅 賞	燕市立小池小学校	山 田 琉 奈
巻税務署長賞	燕市立小池小学校	熊 谷 優

### ⑤ 巻税務署管内税務協力団体協議会 合同納税表彰式

令和7年11月14日(金)、燕市「萬会館燕店」において開催され、会長はじめ役員の方々より出席頂きました。(9名出席)

【法人会関係 表彰者】

(敬称略)

巻税務署長 表彰	理事	丸山 栄	弥彦 地区
巻税務署長 表彰	女性部会監事	中村 雪江	燕(吉田)地区

## (3) 税の広報活動

### ① 燕西蒲法人会会報「法人会だより」及び全法連機関誌「ほうじん」の配布

会報配布	「燕西蒲法人会だより」	年2回	各1,050部
機関誌配布	「ほうじん」(季刊誌)	年4回	各1,050部

### ② 税金クイズ開催で街頭広報

10月5日(日)に「燕青空即売会」会場にて税金クイズを開催し、来場者への広報活動を実施しました。税金クイズ800セット完売。

### ③ e-Taxおよびダイレクト納付の広報

- ・税務研修会開催時に参加者に対し、担当官からの説明とリーフレットを配付。
- ・会報「法人会だより」に掲載し全会員企業に周知しました。

### ④ ホームページによる税の広報

税についての情報コーナーを掲載。(定期的に内容を更新)

また、各種研修会の案内を随時公開し、会員及び一般市民にも参加を呼び掛けました。

### ⑤ 企業の税務コンプライアンスの向上

企業の内部統制の強化や経理水準の向上は、企業の成長や税務リスクの軽減のために重要と考え、法人会では国税庁・日税連・全法連の3者で作成したツール(自主点検チェックシート・ガイドブック)を活用し、企業の税務コンプライアンス向上に積極的に取り組みました。

具体的には、各種研修会やホームページでのツールから紹介を行いました。特に「会社の決算と申告についての説明会」においては、経理事務担当者に直接説明し、自己点検チェックシートの活用を推奨しました。

## (4) 研修用教材の配布

税法・税務関係の研修会については、法人会の研修事業の中心であり、令和7年度においても各種テキスト等を研修会の開催時等に会員及び一般市民に配布しました。

配布したテキスト等

- ① 会社取引をめぐる税務Q&A (令和7年度版)
- ② 会社の決算・申告の実務 (令和7年度)
- ③ 会社役員のための確定申告実務ポイント (令和7年分)
- ④ 令和7年度 税制改正のあらまし (速報版)
- ⑤ 令和7年度 税制改正のあらまし
- ⑥ 新設法人のための会社の税金ガイドブック (令和7年度版)
- ⑦ 源泉所得税 実務のポイント (令和7年度版)
- ⑧ 税の啓発用テキスト「タックスフントとけんたくん」
- ⑨ 税の啓発用まんが「おじいさんの赤いつぼ」

- ⑩ 源泉所得税の改正のあらまし
- ⑪ 契約書や領収書と印紙税
- ⑫ 税務コンプライアンス向上のための自主点検チェックシート・ガイドブック
- ⑬ 契約書や領収書と印紙税
- ⑭ 消費税のあらまし
- ⑮ 令和7年度分年末調整実務のポイント

## (5) 税制提言活動

### ① 税制改正に関する提言の概要

令和7年度も「税制改正に関するアンケート調査」を行い実施結果について取り纏め全法連へ提出しました。「今後の望ましい税制のあり方」を基本テーマとし、国・地方を通じた徹底した行財政改革の推進と、中小企業の置かれている厳しい状況を踏まえ、中小企業の活性化に配慮した施策の提言を全法連で取り纏め、地元自治体や関係機関に対して提言をいたしました。

県法連がまとめた要望事項は、「**資料1**」の通り（P16）

### ② 税制改正要望大会

#### 要 望 大 会

##### 令和8年度税制改正スローガン

- ◇ 社会保障に充てる消費税の減税は慎重な検討が必要  
将来世代にツケを回さない仕組みづくりを!!
- ◇ 「金利のある世界」への回帰を踏まえ、  
金融市場の動揺を招かない財政運営を!!
- ◇ 企業への過度な社会保険料負担を抑制し  
中小企業の活性化に資する税制措置を!!
- ◇ 本格的な事業承継税制を確立し、  
地域経済と雇用の担い手の中小企業を守れ!!

### ③ 要望実現のための陳情活動の展開

全法連・各県連および単位会とも要望実現のための陳情活動を展開し、燕西蒲法人会としては会長・税制委員長・事務局長で税制改正の実現に向けて、令和7年10月24日に「令和7年度税制改正に関する提言」を燕市役所へ訪問し、燕市長並びに市議会議長へ、また弥彦村役場に訪問し、弥彦村長へ陳情を行いました。

### ④ 法人会の税制改正要望の主な実現事項（全法連）

法人会が要望した項目のうち、改正が行われたものは、「資料2」の通り（P22）

### Ⅲ 地域の経済社会環境の整備・改善を図るための事業

#### (1) 令和7年度の経営支援に関する研修会の実施状況

項目別研修会等開催状況

テーマ	実施回数	参加人数	講師名
新規学卒就職者研修会 「今から使える！上司や同僚との コミュニケーションを学ぼう」	1	117	燕市役所 商工振興課 主催 グループワーク
「職域における歯周病予防」	1	31	新潟大学院医歯学総合研究科 教授 葎原 明弘 氏
3級簿記講座 (9/16～10/28)	12	167	プロスパー税理士法人 税理士 高頭 日出夫 氏
廃止される小切手・手形制度への対応	1	41	第四北越銀行 事務統括部・事務サービス部
初心者向け生成AI活用セミナー	1	16	(株)R i p a r i a C o o 丸山 太一 氏
今後の燕市政について	1	44	燕市長 佐野 大輔 氏
地域から日本を変える！！ これからの企業の在り方	1	98	フリーキャスター 伊藤 聡子 氏
合 計	18回	514	

#### (2) 社会貢献事業

##### ① いちごプロジェクト（節電運動）の呼掛け

全法連女性部会が中心となって展開している「いちごプロジェクト（15%節電運動）」のパンフレットを会員企業並びに地域のイベント等で配布し、他にも会館等の窓口に置いてもらい一般にも節電を呼び掛けた。（パンフレット 1,100部）

##### ② オリジナルキャラクターグッズの活用

法人会で自由に活用でき、知名度・好感度を獲得するためにオリジナルキャラクター「けんた君」グッズを研修会・税金クイズ・租税教育活動等の参加者に配布した。

##### ③ 今年度の福祉施設への寄贈運動は以下のとおり。

施設名	寄贈内容	寄贈日
社会福祉法人 桜井の里福祉会	新タオル 700枚	令和7年10月29日
弥彦ケアセンター あおぞら	新タオル 400枚	令和7年10月29日
(社福) 弥彦村社会福祉協議会 デイサービスセンター きらめき	新タオル 400枚	令和7年10月29日

#### (3) 税の啓発活動として「税金クイズ」開催

燕物流センターの「燕青空即売会」が開催され、会場において「税金クイズ」を開催

しました。女性部会、青年部会を中心に、巻税務署の池田署長はじめ職員の方々からもご協力頂き、大勢の方から参加していただきました。

#### (4) 研修用教材等の作成・配付

- ① 機関誌「ほうじん」(季刊)
- ② 法人会だより(年2回)
- ③ 令和7年度 税制改正のあらまし(速報版)
- ④ 令和7年度 税制改正のあらまし
- ⑤ ことしの税制改正のポイント(令和7年)
- ⑥ 会社役員のための確定申告実務ポイント(令和7年分)
- ⑦ 会社取引をめぐる税務Q&A(令和7年度版)
- ⑧ 源泉所得税 実務のポイント(令和7年度)
- ⑨ 「いちごプロジェクト」“無理なく、無駄なく、快適に”
- ⑩ 税税の啓発用まんが「タックスフントとけんたくん」
- ⑪ 小学生高学年向け 税の啓発用まんが「おじいさんの赤いつぼ」
- ⑫ 税務コンプライアンス向上のための自主点検チェックシート・ガイドブック
- ⑬ 基本が身につくビジネスマナー

### IV 共益関係

#### [1] 会員支援のための親睦・交流及び福利厚生に資する事業

##### (1) 組 織

会員数 997社(令和8年3月31日現在)  
 組織率 34.9%(所管法人数2,751社・賛助会員50名)  
 内、法人14名・個人36名

##### (2) 会員移動状況

期首会員数	期中移動		増減	期末会員数
	入会	退会		
1,023社 (内、賛助会員48名)	16 (内、賛助会員4名)	42 (内、賛助会員2名)	△26 (内、賛助会員2名)	997社 (内、賛助会員50名)

部 会	期首会員数	入 会	退 会	増 減	期末会員数
青年部会	50名	5名	1名	4名	54名
女性部会	48名	2名	3名	△1名	47名

##### (3) 広報活動の充実

- ① 支部・地区会において会員増強運動を展開し、役員を中心に入会勧奨に努めた。
- ② ポスターによるPR  
 「税に強い経営者が次世代を支える！」をキャッチコピーとして作成したポスターを役員企業・各事務局へ配付し各種法人会の研修会場に掲示しPRを実施した。
- ③ 新設法人データを活用し新設法人のための研修会を開催し、法人会事業を紹介した。

(4) 部会・地区会事業の充実

会 名	事 業 名	開 催 数	出席者数
青 年 部 会	定 時 総 会	1 回	2 9 名
	研 修 会 の 開 催	7 回	6 1 名
	会 議 の 開 催	7 回	8 3 名
	そ の 他 の 会 議	2 回	3 名
女 性 部 会	定 時 総 会	1 回	3 3 名
	研 修 会 の 開 催	3 回	5 5 名
	会 議 の 開 催	5 回	6 6 名
	そ の 他 の 会 議	1 回	1 名
各 地 区 会 ( 3 地 区 )	定 時 ・ 通 常 総 会	3 回	8 6 名
	研 修 会 の 開 催	8 回	2 8 3 名
	会 議 の 開 催	6 回	9 7 名
	そ の 他 の 会 議	3 回	3 4 名

(5) 青年部会・女性部会の活動

① 青年部会関係

事 業 名	実施回数	参加人数
租税教室養成講研修	1 回	1 名
総会記念セミナー「租税教室の進め方」	1 回	2 9 名
「租税教室開催」 (管内小学校 7校)	9 回	1 6 名
新津・三条法人会青年部会との合同視察研修会・交流会 視察先 「三条市立大学」「三条看護・医療・歯科衛生専門学校」	1 回	8 名
第 4 1 回 県法連青年部会合同セミナー [新津大会]	1 回	7 名
「税金クイズ」 (女性部会共催) in 燕青空即売会	1 回	4 名
第 3 9 回 法人会全国青年の集い [山梨大会]	1 回	2 名
令和 7 年度 関東信越法人会連絡協議会青年部会連絡協議会 合同勉強会	1 回	1 名
法人会 合同新春特別講演会・新年会	1 回	1 2 名
合 計	2 3 回	9 2 名

② 女性部会関係

事 業 名	実施回数	参加人数
総会記念講演会「職域における歯周病予防」	1 回	3 1 名
第 1 9 回 法人会全国女性フォーラム [北海道大会]	1 回	4 名
第 2 0 回 県連女性部会連絡協議会合同セミナー [三条大会]	1 回	1 2 名
税に関する絵はがきコンクール 審査会	1 回	1 2 名
「租税教室開催」 (管内小学校 7校)	9 回	1 0 名
税金クイズ(青年部会共催) in 燕青空即売会	1 回	6 名

事業名	実施回数	参加人数
弥彦地区福祉施設(3施設) タオルの寄贈	1回	1名
巻税務署との税務懇談会	1回	13名
法人会 合同新春特別講演会・新年会	1回	11名
女性部会新年会	1回	21名
関東信越法人会連絡協議会 女性部会連絡協議会 『第5回 合同セミナー』	1回	2名
合計	19回	123名

### ③地区会関係

事業名	実施回数	参加人数
【にしかん地区会】 食育推進事業	1回	15名
親睦ゴルフコンペ	1回	34名
新春講演会 (講師:伊藤聡子)	1回	98名
【弥彦地区会】 「初心者向け生成AI活用セミナー」	1回	16名
合計	4回	163名

### (6) 福利厚生事業

- ① 法人会福利厚生制度推進連絡協議会の開催  
法人会と福利厚生制度委託保険会社3社との連携を密にするため開催  
(福利厚生制度推進連絡協議会 令和7年9月18日 実施)
- ② 新設法人データ等により福利厚生制度推進に功績のあった法人会役員・会員等への表彰
- ③ 保険3社の加入状況について

R8.3月末現在	大型保障制度	ビジネスガード	がん保険制度
加入企業数	223社	216社	180社
会員加入率	22.5%	22.27%	18.56%

### (7) 会員支援事業

#### ①会員企業の経理担当職員の表彰

公益社団法人燕西蒲法人会会員のうち、申告・納税の良好な事業所に勤務し、次の何れかに該当するもの。

1. 現在経理関係の事務に携わっており毎年4月1日現在において、経理事務等の経験が5年以上の者で、勤務成績良好な者。
2. 勤続5年以上の者で現在(又は過去の相当期間)経理部門等を主として担当し、指導的立場にあって功労顕著につき社長が特に推薦する者。(指導的立場とは・・・係長・課長などをいう)

### 表彰の趣旨

企業の経営にとって経理と税務は極めて大きなウェイトを占めていることは言うまでもない。経理担当職員は、企業にとっては最も中核的な部門を担当しているもので、その資質の良否が企業の伸長に直接影響するところが甚だ大きい。これら経理担当職員のうち、功労顕著な方々を表彰し、その労苦に報い、今後とも企業の発展に努力されるよう大いに期待するものである。

### ◆ 優良経理担当職員表彰式の開催

令和7年度については、会員企業からの推薦を頂き2名を表彰

開催日 令和7年6月5日(木)

会場 四季の宿 みのや

被表彰者 ツバメロジス株式会社 室橋 凌太

(敬称略) 中村ターンテック株式会社 太田 弥生

### (8) 会員交流事業

会員と一般市民との活発な交流と親睦を深めるためのゴルフ大会を例年開催している。ハーフコンペ形式で表彰式は開催せず実施。

#### ① 【第17回 法人会親睦ゴルフコンペ】

開催日 令和7年6月29日(日)

会場 新潟カントリー倶楽部(新潟市西蒲区峰岡)

参加者 81名

#### ② 【第1回 にしかん地区会親睦ゴルフコンペ】

開催日 令和7年11月1日(土)

会場 新潟カントリー倶楽部(新潟市西蒲区峰岡)

参加者 34名

## V 管理関係

### [1] 事務運営体制の確立

公益法人制度改革を踏まえ、諸規程の整備を図るとともに、法令に基づく適正な情報開示に努めました。さらにホームページを充実し、情報の発信や部会活動のPRに努めた。

### [2] 諸会議等の開催状況

#### (1) 総会

第14回(令和7年度)通常総会

開催日 令和7年6月5日(木) 午後4時

会場 燕三条ワシントンホテル

出席者数 661名(うち委任状による者625名)

議事 審議事項

第1号議案 令和6年度決算報告承認の件

令和6年度事業報告(関連報告事項)

第2号議案 定款の一部変更承認の件

①議案書の電子提供

②外部監事の選定

第3号議案 役員改選の件

第4号議案 その他

- 報告事項
- (1) 理事会承認事項
    - ① 令和7年度事業計画
    - ② 令和7年度収支予算
    - ③ 「委員会規則」の改定について
  - (2) その他

## (2) 理事会

### [第1回]

開催日 令和7年4月22日(火) 午前11時00分

会場 燕商工会議所3Fホール (燕市)

出席者数 28名

審議議題

- (1) 第13回通常総会提出議案
  - ① 第1号議案 令和6年度事業報告承認の件
  - ② 第2号議案 令和6年度収支決算承認の件
  - ③ 第3号議案 役員改選の件
  - ④ 第4号議案 その他

報告事項

- ① 第14回通常総会開催の確認
- ② 県連通常総会への出席のお願い
- ③ 第33回優良経理担当職員表彰式の推薦について
- ④ その他

### [第2回]

開催日 令和7年9月9日(水) 午後4時40分

会場 「弥彦温泉 四季の宿みのや」(西蒲原郡弥彦村)

出席者数 24名

議案審議

- ① 第1号議案 令和7年度会員増強推進運動(案)の件
- ② 第2号議案 新入会員承認の件
- ③ 第3号議案 その他

報告事項

- ① 令和7年度社会貢献活動「タオルの寄贈」の件
- ② 法人会関係 全国大会の件
- ③ 「税金クイズ」開催の件
- ④ 合同新年会の開催の件
- ⑤ セミナー・講演会の開催予定
- ⑥ その他

### [第3回]

開催日 令和8年3月24日(火) 午前11時00分

会場 燕商工会議所3Fホール (燕市)

出席者数 32名

- 審議議題
- ① 第1号議案 令和8年度事業計画（案）承認の件
  - ② 第2号議案 令和8年度収支予算（案）承認の件
    - ★令和6年度3月末の概算決算状況の報告
  - ③ 第3号議案 第15回通常総会開催(案)の件
  - ④ 第4号議案 今後の会議体・事業について
    - ・令和8年度第1回正副会長会議並びに第1回理事会開催（案）の件
    - ・第34回優良経理担当職員表彰の件
    - ・第18回親睦ゴルフコンペの件
  - ⑤ 第5号議案 新入会員承認の件
- 報告事項
- ① 令和7年度全法連・県法連功労者表彰の件
  - ② その他

### (3) 正副会長会議

#### [第1回]

開催日 令和7年4月22日（火）午前10時00分  
 会場 燕商工会議所3Fホール（燕市）  
 出席者数 28名  
 審議議題

#### (1) 第14回通常総会提出議案

- ① 第1号議案 令和6年度事業報告承認の件
- ② 第2号議案 令和6年度収支決算承認の件
- ③ 第3号議案 役員改選の件
- ④ 第4号議案 その他

- 報告事項
- ① 第14回通常総会開催の確認
  - ② 県連通常総会への出席のお願い
  - ③ 第33回優良経理担当職員表彰式の推薦について
  - ④ その他

#### [第2回]

開催日 令和8年3月24日（火）午前10時00分  
 会場 燕商工会議所3Fホール（燕市）  
 出席者数 32名  
 審議議題

- ① 第1号議案 令和8年度事業計画（案）承認の件
- ② 第2号議案 令和8年度収支予算（案）承認の件
  - ★令和6年度3月末の概算決算状況の報告

- ③ 第3号議案 第15回通常総会開催(案)の件
- ④ 第4号議案 今後の会議体・事業について

- ・令和8年度第1回正副会長会議並びに第1回理事会開催（案）の件
- ・第34回優良経理担当職員表彰の件
- ・第18回親睦ゴルフコンペの件

- ⑥ 第5号議案 新入会員承認の件

- 報告事項
- ① 令和7年度全法連・県法連功労者表彰の件
  - ② その他

#### (4) 監事会

開催日 令和7年4月21日(月)午後2時  
会場 燕西蒲法人会事務所  
出席者数 4名(田中監事・佐藤監事・事務局2名)  
内容 令和6年度(公社)燕西蒲法人会事業並びに収支決算監査について

#### (5) 委員会

##### 厚生委員会(福利厚生制度推進連絡協議会)

開催日 令和7年9月9日(水)午後3時15分  
会場 「弥彦温泉 四季の宿みのや」(西蒲原郡弥彦村)  
出席者数 38名  
議題 ① 福利厚生制度の現状説明と今後の推進方法等について

#### (6) 県法連・全法連会議等

年月日	件名	出席者数	会場
7. 5.14	県法連 総務委員会	1	にいがた法人会館
7. 5.21	県法連 理事会	3	ホテル イタリア軒
7. 6.10	県法連 税制委員会	1	にいがた法人会館
7. 6.16	県法連 通常総会	10	ホテル イタリア軒
7. 7.25	県法連 組織・厚生合同委員会	2	ホテル イタリア軒
7. 8.26	局連 通常役員総会(さいたま市)	1	ホテル ブリランテ武蔵野
7. 9.24	県法連 理事会及び福利厚生制度連絡協議会	3	ホテル イタリア軒
7. 9.26	県法連 事務局研修会	2	万代シルバーホテル
7.11.26	局連 事務局担当者研修会(オンライン)	2	オンライン研修
7.12.16	全法連 財務委員会	1	全法連会館
7.12.23	県法連 事務局長会議	1	新潟グランドホテル
8. 1.28	県法連 総務委員会	1	にいがた法人会館
8. 2. 5	県法連 理事会	3	ANAクラウンプラザホテル新潟
8. 2. 5	県法連 関東信越国税局幹部との協議会	3	ANAクラウンプラザホテル新潟
8. 3. 7	県法連 特別講演会(ゴルゴ松本)	8	ANAクラウンプラザホテル新潟
8. 3.12	全法連 財務委員会	1	全法連会館
8. 3.13	県法連 健康経営プロジェクト会議	1	にいがた法人会館

#### (9) その他の関係会議等

年月日	件名	出席者数	会場
7. 6. 9	燕市租税教育推進協議会 定時総会		書面決議にて承認
7. 6.12	巻税務署管内税務協力団体協議会 総会	1	燕商工会議所3階ホール
7. 6.20	燕西蒲間税会 総会	1	四季の宿 みのや

年月日	件 名	出席者数	会 場
7.11.14	巻税務署管内税務協力団体協議会納税表彰式	9	萬会館 燕店
7.11.28	関信越国税局「税を考える週間 記念講演会」	2	アオーレ長岡
7.12.23	アフラック ペナントレース 2024 三社合同研修会	1	新潟グランドホテル
8. 1.26	西蒲地区租税教育推進協議会 定期総会	1	巻税務署

### 令和7年度 功労者表彰受賞者名簿

《巻税務署長 表彰状》

(公社)燕西蒲法人会 理 事 丸山 栄 氏

《巻税務署長 表彰状》

(公社)燕西蒲法人会 女性部会 監事  
中村 雪江 氏

《全法連功労者表彰 表彰状》

(公社)燕西蒲法人会 監 事 田中 久一 氏

《県法連功労者表彰 表彰状》

(公社)燕西蒲法人会 副会長 金子 慎二 氏

《県法連功労者表彰 表彰状》

(公社)燕西蒲法人会 理 事 丸山 栄 氏

**新潟県連がまとめた要望事項**一般社団法人 新潟県法人会連合会  
公益社団法人 新潟法人会**令和 8 年度税制改正要望事項****第一 はじめに**

世界的な燃料価格の上昇や円安の進行に伴って輸入物価が押し上げられ、日本経済は物価が上昇し、金利のある世界へと転換してきた。また、米国の関税政策により世界経済の混乱も生じてきており、ロシア・ウクライナの紛争の見通しも定まらない中、世界的な景気減速が懸念される。

こうした中、地域経済と雇用を担う中小企業は、原材料価格の上昇や少子高齢化と人口減少に伴う人手不足、最低賃金の引き上げにより相応に毀損しており、それらからの再起・活性化が不可欠であり、さらなる大胆な税・財政政策が求められる。ただし、それらの政策として減税や一時金支給などの議論があるが、今後の財源を含めた検討が重要である。

基本的に、DX化を中心とした省力化や生産性の向上など、事業構造改革を促すための税・財政政策を打ち出し、民間の活力を最大限引き出すための新たな戦略が求められる。税収を伸ばすことが全国の法人会（中小企業）の原点であり何よりも必要で、超高齢化社会が急速に進展する中、持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化の両立が引き続き重要な課題である。また、地方活性化の中心的な役割を担う中小企業の事業承継などの支援も必要である。

税制改正要望にあたり、法人税制と事業承継税制への取組が中小企業活性化への喫緊の課題と認識する中、今後の要望についてより強いトーンで要請して行くことが必要であると認識している。そのため、要望事項の構成で総論において、重要度の高い順に列記するべきであるとして、昨年までの「行財政改革の徹底」に優先して法人税制、事業承継税制、消費税制、地方税の順に言及することで重点項目を明確化することにより、効果的な提言となるものと考えられる。

さらに、税制改正要望において、長年に渡って要請しているにも関わらず、進展のない項目について、その検討状況の開示やさらに進捗させるための条件面などについて公表することを求めている。

**第二 法人税制について**

地域経済の担い手である中小企業は、エネルギー、原材料価格の上昇や賃上げの要請など一段と厳しい経営環境におかれている。事業の継続や新規分野への展開を支援するための税制の拡充、これまでの支援策の特例期間の延長や追加支援策を迅速に実行していくことが強く求められる。また、近年、政策の効果について実証を重視した議論が求められており、ターゲットを絞った政策実施やメリハリのある法人税体系を構築されることが期待される。

**1. 法人税率の軽減措置**

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の適用期限が令和 9 年 3 月まで延長されたが、所得の高い中小企業等については見直しを行うとともに、大多数の零細中小で収益力の低い企業を対象として、引き続き本則化することを要望する。また、昭和 56 年以来、800 万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、1,600 万円程度に引き上げることを求める。なお、これらの要望を長年受け入れられない理由、または受け入れるための条件等について示していただきたい。

## 2. 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

中小企業の技術革新など経済活性化に資する税制措置については、制度を拡充していくことが必要である。

少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、取得価額要件を30万円未満から50万円未満に引き上げ損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和8年3月末日となっている適用期限を延長する。

## 3. 中小企業等の設備投資支援措置

「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等を適用するにあたって、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定については弾力的に対処すること。

「カーボンニュートラルに向けた投資促進税制」は、令和8年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。

## 4. 賃金引上げのための優遇税制

賃上げは人員確保のために必要対策になっており、黒字企業のみにも有効な税優遇に限らず、中小法人全般に効果的な優遇措置が必要である。

経営環境が厳しい中小企業の持続的な賃上げを支援する観点から、優遇措置に対する要件の緩和等を引き続き検討が必要である。

## 5. 中小企業の事務負担の軽減

インボイス制度の導入や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するなど、事業者の事務負担や納税協力コストは年々増加している。定額減税時の混乱など、事業者の過大な事務負担を強いた反省から、今後急な税等に関する事務変更が必要となった場合、既存事務への負荷増加にならないように配慮する制度設計をすること、及び、事務負担コストの軽減を図るため、中小企業のDX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進につながるような特段の支援が必要不可欠である。

## 第三 事業承継税制について

わが国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化、雇用の確保などに大きく貢献しており、中小企業の事業承継税制は、日本経済にとって大きな影響を及ぼすものである。

少子化が進む中で、事業継承の件数全体に占める親族外の第三者継承の割合が高まってきているなか、後継者へのスムーズな資産移転ができるよう支援を強化すべきである。そのために、

1. 事業用資産を一般資産と切り離れた本格的な事業継承税制の創設
2. 取引相場のない株式は換金性に乏しいことを考慮し、評価のあり方を見直す
3. 相続税、贈与税の納税猶予制度を免除制度に改める

これらの要望実現は中小企業の事業承継における喫緊の課題であり、期限を定めて実現の方向性、見通しについて示すことを強く望む。

なお、相続税・贈与税の納税猶予制度の特例措置が特例承継計画の提出期限（令和8年3月末日）をもって延長されないこととなっているが、有効な代替え案が明示されるまでは継続

することを強く要望する。令和9年12月末で特例措置期間が終了するが、期限終了時には中小企業の事業用資産の円滑な移転が可能となるようなメリハリのある納税免除等の「特例」の新設が求められる。但し、新設にあたっては利用しやすさなど、中小企業目線での制度設計を強く要望する。

#### 第四 消費税制について

軽減税率の導入は、事業者の人的経済的負担や税収減などから、制度は見直すべきであり、弾力的な対応を望むところだが、昨今の物価対策、景気対策において大幅な減税のための見直しが議論されることがあるが、その見直しにおいても、単純でわかりやすく、企業の事務負担が少なく、社会保障と税の一体改革に配慮された運用を強く要望する。

また、令和5年10月に導入されたインボイス制度について、事業者の事務負担やコストが増加することや免税事業者が商取引から排除される恐れがある。課税事業者が免税事業者と取引を行うに際し、取引価格の引下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。併せて、仕入税額控除の特例や消費税の2割特例が適用されているが、そもそも対象として小規模事業者が多いことから、事務負担の軽減の観点から特例を本則化するべきである。

さらに、インボイス制度や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するなど、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。インボイス制度に伴う事務は生産性や売上、利益に貢献しない業務であり、システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

#### 第五 地方税制について

##### 1 固定資産税評価見直し

固定資産税は、土地・建物の収益性の低下に比べ、過大な負担となっている。評価時期や負担水準など、抜本的な見直しを行うべきである。

- ① 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
- ② 家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
- ③ 償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、申告対象外となる「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とする。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。
- ④ 固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。
- ⑤ 国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

##### 2 事業所税について

事業所税は、固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

#### 第六 行財政改革の徹底

##### 1. 財政健全化と行政改革の徹底

令和7年度予算編成は、歳入115.5兆円のうち、税収は78.4兆円、国債の新規発行額は

28.6兆円であり、公債依存度は24.8%となっている。また令和7年度末の国および地方の長期債務残高は1,330兆円となる見込みである。

本年1月に内閣府が発表した「中長期の経済財政に関する試算」によれば、「成長実現ケース」における2025年度の基礎的財政収支対GDP比は、▲0.7%（▲4.5兆円）であり、基礎的財政収支が黒字化するのには2026年度となる見込みである。

財政健全化は国家的課題であり、将来世代への負担の先送りを回避するため、歳出・歳入の一体的改革に取り組むこと等が極めて重要であり、歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、実効性ある計画を策定し、着実に改革を実行することが求められる。

政府では防衛費増額や少子化対策、今般の物価高、米国関税引き上げに伴う景気対策などその安定財源の確保に向けた議論がきわめて重要である。

持続的な経済成長に向けて、官民連携による計画的な重点投資を推進する中、危機に対する必要な財政支出は躊躇なく行い、万全を期すことが重要であり、経済あつての財政であり、経済の立て直しを第一義に行い、財政健全化に向けて取り組むことが必要である。

行政改革を徹底するに当たっては、以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

- ① 議員定数・報酬等の歳費の削減と選挙制度改革
- ② 特殊法人改革等の推進
- ③ 積極的な民間活力の導入
- ④ 特別会計の抜本的改革
- ⑤ 予算執行についてのチェック体制強化
- ⑥ 国、地方公務員の能力を重視した賃金体系による人件費の抑制

## 2. 社会保障制度改革推進について

「社会保障制度」について、適正な「負担」と「給付」の「重点化・効率化」により社会保障給付費を抑制することが必要と考えられる。団塊の世代全員が後期高齢者となり、今後さらに医療と介護の給付費増加等が懸念されるなど、財政再建と持続可能な社会保障制度の構築が大きな課題となっている。

日本は、本格的な「少子高齢化・人口減少時代」を迎えており、今はまさにそれに対処するために積極的に具体策を実行していかなければならない重要な時期にあたる。ここにおいて、今後の人口動態の変化や経済社会の変容を見据えつつ、日本が目指すべき社会の姿を描くこと、そして、その実現に向けて社会保障政策が取り組むべき課題を総合的かつ明確に示すことは、極めて重要である。

社会保障のあり方では、「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点も重要であり、医療控除の窓口負担や介護保険の利用者負担などについては、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。

すなわち、社会保障制度での中小企業で過度な保険料負担増加を抑え、経済成長を阻害しないように配慮する必要がある一方、高所得高齢者の年金支給方法の見直し、負担能力に応じた診療報酬の見直し、中低所得層への児童手当の更なる見直し、介護保険においても介護必要者の見極めなど、持続可能な社会保障制度を構築のために、「負担」の確保と「給付」の見直しが必須である。

また、いわゆる「年収の壁」により就労調整が行われ、中小企業が人手不足となっていることを鑑み、今年度一部見直しがおこなわれたが、引き続き、女性の就労を支援する政策を含め、税と社会保障のあり方について検討することが必要である。

### 3. マイナンバー制度について

マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、未だ国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難く、政府は制度の意義の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。

制度の運用に当たっては、個人情報漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護など、制度の適切な運用が担保される措置を講じることが重要である。

## 《税目別の具体的課題》

### 1. 法人税関係

#### (1) 役員給与の損金算入の拡充

##### ① 役員給与は損金算入

現行制度では、役員給与の損金算入の取り扱いが限定されており、とくに年度途中の報酬等の改定には厳しい制約が課せられている。役員給与は、本来、職務執行の対価であり、原則損金算入できるよう見直すべきである。

##### ② 同族会社も業績連動給与の損金算入

経営者の経営意欲を高め、企業に活力を与える観点から、同族会社における役員の業績連動給与についても、一定の要件のもと、損金処理を認めるべきである。

#### (2) 無形減価償却資産

ソフトウェアは、無形減価償却資産として、5年償却となっているが、技術革新の加速化を考慮し期間を3年に短縮すること。

#### (3) 引当金

退職給与引当金は、将来確実に発生する債務であり損金算入を認めること。また、賞与引当金についても、各月に発生する未払い費用として、損金算入を認めること。

#### (4) 法人税の延納

不況時における資金繰りに考慮し、法人税の延納制度を復活すること。

#### (5) 申告書の提出期限

会社法上の決算事務を人手不足や税理士の負荷増加から2カ月以内に完了することが困難の為、法人税の確定申告の提出期限を事業年度終了後、3カ月以内とすること。なお、長年要望しているが、実現しない理由等について明示いただきたい。

#### (6) 電話加入権の損金算入

電話加入権については、昨今の電話の普及状況を鑑み、非償却資産から減価償却資産に見直し、損金算入を認めること。

#### (7) 耐震補強工事による特別償却

建物等の構造物に対する耐震補強工事を実施した場合、特別償却または税額控除制度を設けること。

### 2 所得税関係

所得税は国民が能力に応じて適正に負担すべきです。「所得の壁」を取りはらい、社会保険、

雇用保険を全て所得に比例させることや医師に優遇される税制など業種による税負担の違いなどを見直していくことなども検討するべきである。また、所得税の特別徴収や年末調整など企業の事務的負担が増大しており、事務負担軽減に取り組んでいただきたい。

(1) 各種控除制度の見直し

各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要がある。特に、人的控除については改正の影響を見極めながら、適正化を図るべきである。

(2) 土地・建物等の損益通算

土地・建物等の譲渡により生じた譲渡損失の損益通算及び繰越控除を認めること。

(3) 不動産所得の負債利子の損益通算

土地等に係る負債利子については、不動産所得の計算上生じた損失がある場合に、他の所得との損益通算が認められないこととなっているが、この取扱いはバブル期の措置として設けられたものであり、大きく環境が変わっていることから損益通算を復活させること。

(4) 医療費控除

医療費控除については、昨今の実情を勘案し、最高限度額を 300 万円(現行 200 万円)に引き上げること。

また、病気の予防が医療費の削減につながることから、予防接種、人間ドック費用も控除対象医療費として認めるべきである。

(5) 源泉納付

源泉所得税の 1 月の納付期限については、年末調整事務や年末年始の休暇等の特殊事情、および週休二日制の普及を考慮し、「納期限の特例」適用者以外の源泉徴収義務者に対しても 1 月 20 日(現行 1 月 10 日)とすること。

(6) N I S A 口座複数金融機関での開設

金融機関毎で N I S A 対応商品が異なることから、幅広い商品選択のニーズに応えるため、マイナンバーカードで限度額管理の上、複数金融機関での口座開設を可能とする。

### 3. 相続税・贈与税関係

(1) 相続税基礎控除の見直し

少子化に伴う法定相続人の数は減少傾向、基礎控除の引き下げや地価の上昇により相続税の課税件数割合が増加していることから、基礎控除のあり方を見直し、最低でも 10 年前の引き下げ前の(5,000 万円+1,000 万円×法定相続人数)水準にまで引き上げること。また、現行の相続税の課税方式(法定相続分課税)は、相続人の相続額に応じた課税がされず、一人の相続人の申告漏れが他の相続人にも影響する等の問題が指摘されており、課税方式のあり方についても併せて検討することが必要である。

(2) 贈与税基礎控除の見直し

経済の活性化や子育て世代への資産の移転に資するよう、贈与税の基礎控除を引き上げること。

(3) 親族外への事業承継に対する措置の充実

(4) 贈与税の配偶者控除の引き上げ

昭和 63 年以来据え置かれている居住用不動産の配偶者控除額を 2,000 万円から 3,000 万円に引き上げること。

(5) 保険金・死亡退職金の非課税限度額引き上げ

法定相続人 1 人 500 万円を 1,000 万円に引き上げること。

#### (6) 課税財産の見直し

相続開始後に発生する相続に伴う費用（遺言執行費用、税理士・弁護士報酬等）は、相続税の課税財産から控除すること。

### 4. 消費税関係

#### (1) 消費税の確定申告書の提出期限

消費税の確定申告書の提出期限は、法人税の確定申告書の提出期限に合わせ、課税期間終了後3か月以内（現行2か月以内）とする。

#### (2) 消費税の届出書の提出期限

消費税の各種届出書の提出は、前課税期間の消費税の確定申告書の提出期限（現行は課税期間の開始日の前日）まで延長する。

### 5. 印紙税関係

印紙税については、電子取引の拡大や手形決済の省略など、取引慣行の変化に伴い、紙に対して課税される印紙税は意味がなくなってきており、廃止するべきである。

## 資料2

### 法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

令和8年度税制改正では、物価高への対応の観点から、物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みが創設されたほか、就業調整に対応するとともに、中低所得者に配慮しつつ、所得税の課税最低限を178万円まで特例的に先取りして引き上げられました。「強い経済」の実現に向けた対応として、大胆な設備投資の促進に向けた税制措置が創設されたほか、租税特別措置等の適正化の観点から、賃上げ促進税制の見直しや研究開発税制の強化等が行われました。税負担の公平性を確保する観点から、極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の見直し等が行われました。このほか、自動車関係諸税について、自動車税等の環境性能割の廃止や軽油引取税の当分の間税率の廃止等が行われました。また、国際観光旅客税の税率の引上げや防衛特別所得税（仮称）の創設等が行われました。（令和8年度税制改正大綱より）。

法人会では、昨年9月に「令和8年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小企業向け税制措置の適用期限延長、事業承継税制の特例承継計画の提出期限の延長等、法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

### [法人課税]

#### 1. 少額減価償却資産の取得価額の法人税率の軽減措置

法人会提言	改正の概要
・少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、物価が上昇していること等を踏まえ、取得価額要件を30万円未満か	・対象となる減価償却資産の取得価額が40万円未満（改正前：30万円未満）に引き上げられた上で、適用期限が3年間延長されました。なお、従業員要件は400人以下（改

ら50万円未満に引き上げるとともに、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とすることを求める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和8年3月末日となっている適用期限を延長すること。	正前：500人以下）に引き下げられました。
--	-----------------------

## 2. カーボンニュートラル投資促進税制

法人会提言	改正の概要
・「カーボンニュートラル投資促進税制」は、令和8年3月末日が適用期限となっていることから適用期限を延長すること。	・「炭素生産性向上率」の要件が引き上げられるとともに、特別償却率・税額控除率が引き下げられた上で、適用期限が2年間延長されました。

## 3. 地方拠点強化税制

法人会提言	改正の概要
・地方創生を巡っては、利用状況が低調な地方拠点強化税制を見直すなど、さらなる本社機能移転を促進する。	・オフィス減税について、税額控除率等の引上げや中古資産の購入・改修の対象追加（拡充）等が行われた上で、適用期限が2年間延長されました。

## [事業承継税制]

### 相続税、贈与税の納税猶予制度

法人会提言	改正の概要
・特例承継計画の提出期限（令和8年3月末日）と特例制度の適用期限（令和9年12月末日）が近付いていることから、期限の延長を求める。	・法人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、特例承継計画の提出期限が1年6ヵ月（令和9年9月まで）延長されました。

## [消費税制]

### 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

法人会提言	改正の概要
・免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置について、80%控除可能となる措置が令和8年9月末日まで（令和8年10月1日から3年間は50%控除可能）となっているが、小規模事業者等が取引から排除されないよう、80%控除できる期間を当面の間、延長すること。	・免税事業者からの仕入れに係る経過措置について、最終的な適用期限を2年延長した上で、控除可能割合が段階的に縮減されました（令和8年10月からは7割、令和10年10月からは5割、令和12年10月から令和13年9月末までは3割）。なお、1免税事業者ごとの年間適用上限仕入れ額は1億円（改正前：10億円）に引き下げられました。

## [所得税]

### 1. ふるさと納税

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"><li>・ふるさと納税について、住民税は居住自治体の会費であり、他の自治体に納税することは地方税の原則にそぐわないとの指摘もある。寄付先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが必要である。また、必要経費は寄付総額の5割以下とする基準が設けられているが、より多くの寄付金が寄付した地域のために活用されるよう、事務手数料のあり方等を含め、制度設計の見直しが欠かせない。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・寄付金のうち地方公共団体が活用できる財源の割合が段階的に60%以上と設定されるとともに、用途を公表することとなりました。</li><li>また、ふるさと納税による個人住民税の税額控除制度について、特例控除の限度額は193万円となります。</li></ul>

### 2. セルフメディケーション税制

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"><li>・薬剤費を抑制する観点からセルフメディケーション税制の対象となる医薬品などの拡充も欠かせない。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・対象となる医薬品が見直された上で、スイッチOTC医薬品の適用期限は恒久化、それ以外の医薬品は5年間延長されました。</li></ul>

## [地方税]

### 固定資産税の免税点

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"><li>・固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・家屋に係る免税点は30万円（改正前：20万円）未満に、償却資産に係る免税点は180万円（改正前：150万円）未満に引き上げられます。</li></ul>